

(案)
東京港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 8 年 5 月

東京港港湾管理者
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

令和 5年 9月 第101回東京都港湾審議会

令和 5年10月 交通政策審議会第90回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

令和 8年 1月 第103回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

海上公園計画の変更に対応し、南部地区の港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

京浜島ふ頭公園の用地を大田区へ移管するため、港湾環境整備施設を次のとおり計画する。

南部地区	緑地	8 h a	[既定計画]
		9 7 h a	[既設の変更計画]

既定計画	南部地区	緑地	8 h a
	既設	南部地区	緑地

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

京浜島ふ頭公園の用地を大田区へ移管するため、土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	合計
南部地区	(158) 158	(230) 230		(126) 126	151	(38) 287	(105) 150	(37) 37	(695) 1,140

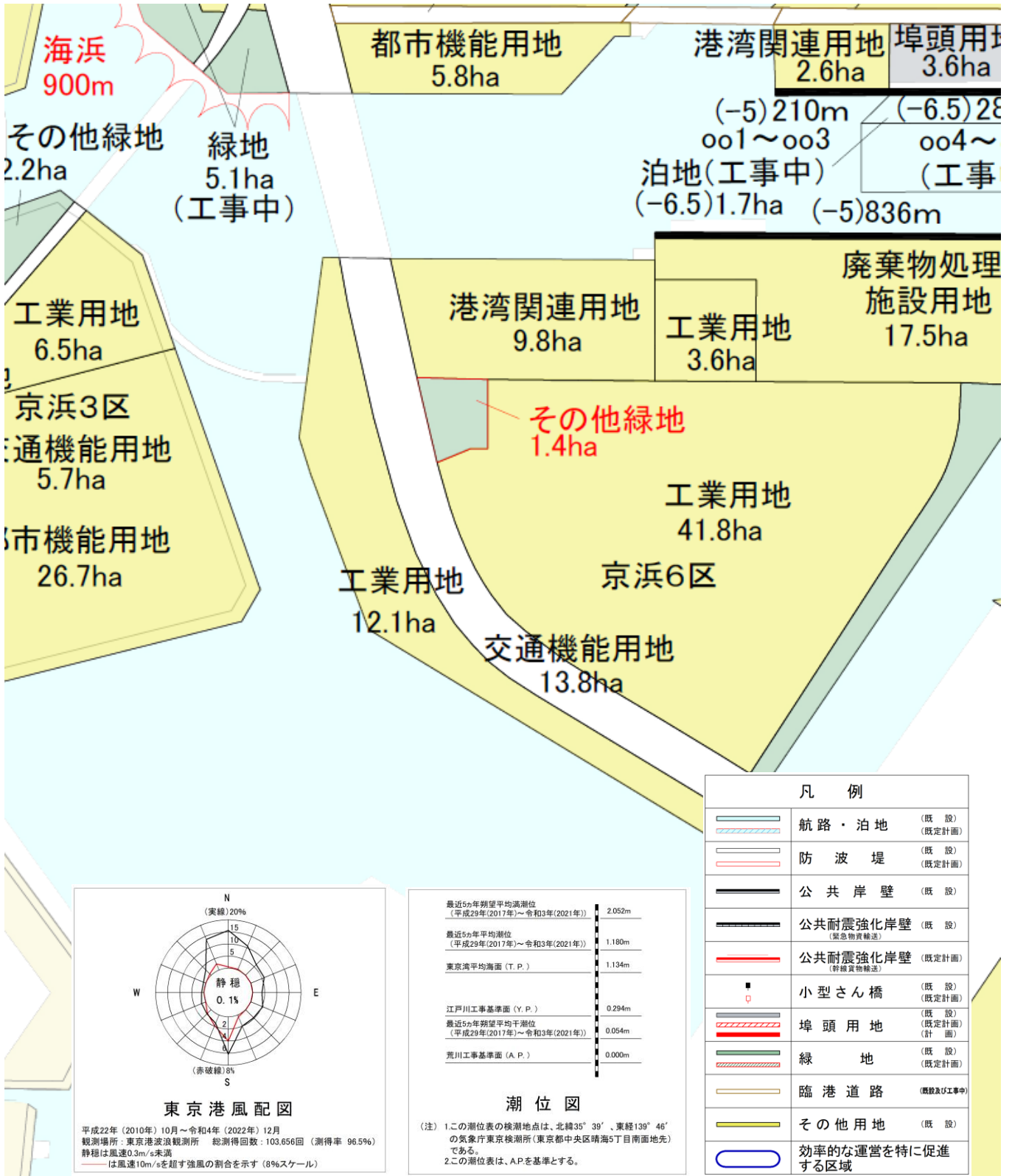
注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

東京港港湾計画位置図



東京港港湾計画図（南部地区）



この地図は、国土地理院発行の2万5千分1地形図を使用したものである。

